

令和8年度税制改正要望事項（案）

一般社団法人 諏訪法人会

【税制を考えることは、将来の社会のあり方を考えることである】

わが国の経済は、30年余り続いたデフレからの脱却に向け実現し得る好機を迎えつつある。しかし、我が国の9割、雇用の7割を占める地域の雇用と経済を支える中小企業においては、人口減少、流出により、人手不足、需要減少、可処分所得減少による消費低迷に加え、物価高騰、防衛的な賃上げや価格転嫁の遅れによる収益悪化など、デフレ脱却政策「物価と賃金の好循環」に至っていない。

国の構造的な赤字財政においても、経済安全保障、利払い費、こども・子育て政策など歳出増が見込まれることから、成長投資に水をさすことのない税財政運営を期待したい。

特に、少子高齢化の問題は短期では解消し得ない問題であり、中長期的な課題である。また第二の税金と言われる社会保障制度を勘案し、税制の3原則ある「公平・中立・簡素」を理解し、「社会保障と税の一体改革」を進めることを要望し、ここに諏訪法人会は「令和8年度税制改正要望」として次の通り提言致します。

<税・財政改革>

- ①「金利のある世界」が現実到来する中、税収増以上の国債の利払いが発生する懸念がある。長期金利の予期せぬ急上昇を勘案した財政健全化策を講ずるべきである。
- ②政治資金や歳費などすべて使途を明確化し、不断の見直しが不可欠である。
- ③デジタル化時代の社会インフラとしてのマイナンバーカードについて、行政事務の効率化を優先させるのではなく、行政コストの削減規模等、先ず国民の理解を得た上、利便性、活用方法を周知してもらうべきである。
- ④隠れ増税と言われている、社会保障制度改革について「受益」と「負担」のアンバランスに対して、適正な財政規模のもと「小さな政府」を目指し、「中福祉・中負担」へ転換すべきである。
- ⑤特別会計・補正予算に盛り込まれた予備費、基金、独立行政法人会計など資金使途をチェックし開示すべきである。
- ⑥新型コロナ、天災、未曾有の有事など、国家緊急事態時に強制力を伴う措置を早急にできる仕組みが必要である。特に財政的な措置について場当たりの臨時予算では無駄に税金が使われるだけである。
- ⑦「地方に出来ることは地方に」という理念のもと、国の関与を縮小し、地方の権限、責任を拡大し、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体して改革推進すべきである。地方自治体が権限と財源、責任をもち、住民の参加と選択の下、自らの力で財政運営を行うことで、名実とも地方分権が確立する。
- ⑧少子高齢化の状況下、市町村合併を進め、広域行政として効率化を図るべきである。
- ⑨国、地方における議員定数の大胆な削減、公務員の人員削減等、歳費の抑制について、目標数値を提示し確実に行財政改革をすべきである。
- ⑩印紙税は消費税との二重課税であり、また電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文章を課税主体することは時代に即しておらず廃止すべきである。

＜地方活性化と中小企業対策＞

- ⑪中小企業向け賃上げ促進税制について、政府が構造的、持続的な賃上げを要請している中、手続きが複雑であり、また期間限定であることから持続的な賃上げとはならない。期間限定とせず、制度を恒久化すべきである。
- ⑫役員給与については、税法上3類型（定期定額・事前確定届出・業績連動）以外損金算入手続きは認められていない。また役員給与改定についても期限の制約がある。より弾力的かつ機動的な仕組みにすべきである。
- ⑬少額減価償却資産の特例は中小企業では利用頻度が高く恒常的に利用されている。インボイス制度、電子帳簿保存法等の施行につき、機械器具の高機能化、高付加価値化、物価上昇等により価格も上昇している。取得価格30万未満を50万以下、上限300万を500万に引上げし、同特例を本則化すべきである。
- ⑭年収の壁と言われる、①税金に係る壁 ②社会保険に係る壁 ③配偶者手当の壁により、人手不足に拍車をかけ賃上げした企業又個人の負担増が喫緊の問題となっている。自身のライフプランにあった働き方が選択できる抜本的な見直しが必要である。
- ⑮賞与引当金、退職給与引当金の法人税上の損金算入制度を復活するべきである。
- ⑯法人税の軽減税率の特例（15%）を本則化すべきである。

＜事業承継＞

- ⑰事業承継税制は中小企業の永続的な課題。特例措置の期限後の一般措置について、対象株式、納税猶予割合、後継者人数等特例措置並みの内容に拡充すべきである。また期限を設けず特例措置を恒久的な制度にすべきである。
- ⑱事業承継税制の中で、事業継続期間並びに期間後に課せられている都道府県と税務署への報告は、事務負担が重く、また報告漏れによる猶予取り消しリスクもあることから事後負担軽減措置を検討すべきである。また内容、手続きの簡素化を求める。
- ⑲相続時精算課税制度など生前贈与制度（教育資金の一括贈与含む）、納税猶予制度において、基礎控除額の底上げなど、制度の更なる拡充、延長並びに制度要件の簡素化及び恒久化を求める。
- ⑳事業資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

＜所得税＞

- ㉑年金をはじめとする社会保障制度自体、核家族形態を標準モデルとして設計されている。雇用形態の多様化、共働き世帯の一般化など、環境は変わってきている。所得税制における基礎控除額、給与控除額を社会保険料の壁を勘案した上、物価スライド制を導入した抜本的且つ継続的な見直しが必要である。

＜消費税＞

- ㉒消費税法の規定では、消費税収は社会保障4経費（年金・医療・介護・少子化）に充当するとなっている。規定を順守し国民にどの部門に消費税、地方消費税を充当したのかを開示すべきである。
- ㉓受領した請求書がインボイスの要件を満たしているのか等、確認作業、請求書を受領した際の対応など負担が増加している。また会計処理負担に係る費用負担も増えており、負担軽減措置の拡充が望まれる。

＜納税環境整備＞

- ㉔学校教育の早期段階から社会人に至るまでの広い年代で、租税教育や金融教育・簿記・会計教育などの実施を行い、税務行政に対してより理解を深めてもらうことが必要である。

＜地方税関係＞

- ㉕賦課課税方式により決められている固定資産税の評価基準を簡素化並びに特に建物については、耐用年数を勘案し、課税方式を抜本的に見直すべきである。